

犬の飼い主さんへ

お願いします



放し飼いは やめましょう！

☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第7条で定められています。

- ・放し飼いは迷子や事故の原因になります。
- ・もしも飼い犬が人をかんでしまった時は、区福祉保健センター生活衛生課に届け出てください。



ご近所迷惑に ならないように 飼いましょう！

- ・鳴き声や悪臭などでご近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・普段からしつけをしておくと、災害等のいざという時にも安心です。



鑑札・注射済票を 犬につけましょう！

☆狂犬病予防法第4条、第5条で定められています。

犬を登録すると、鑑札が交付されます。
また、毎年狂犬病予防注射を受け、
注射済票の交付を受けましょう。
必ず首輪などにつけておきましょう。



鑑札



注射済票



※年度ごとに
色が異なります。



フンは持ち帰り ましょう！

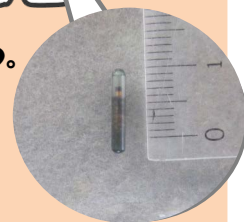
☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第7条で定められています。

- ・外で排泄してしまった場合は、おしっこは水で流し、フンは持ち帰りトイレに流しましょう。
- ・おうちでトイレをすませるようにしつけをしましょう。



迷子にさせないために…

- ・首輪には住所・氏名・電話番号の記載された迷子札、鑑札・注射済票をつけておきましょう。
- ・マイクロチップを装着しておく、飼い主さんのところに戻る可能性がより高まります。
※横浜市では犬猫のマイクロチップ装着費用の一部補助をしています。詳細については、下記動物愛護センターまでお問い合わせください。
- ・もしも迷子になってしまったら、すぐに動物愛護センターや、最寄りの区福祉保健センター生活衛生課、警察署にお問い合わせください。



ほぼ実物大の
マイクロチップ

横浜市動物愛護センター

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4

Tel: 045-471-2111 Fax: 045-471-2133

<http://www.city.yokohama.lg.jp/KenKo/hoKenjo/genre/douai/>